

休眠預金等のお取扱いについて

お客様各位

網走信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年 1 月 1 日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)につきましては、平成 31 年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

〔休眠預金等の定義〕

1.休眠預金等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

2.最終異動日等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 5 項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3.異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1)法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金	下記①及び②並びに③、④に掲げる事由
貯蓄預金	下記①及び②に掲げる事由
納税準備預金	下記①に掲げる事由
通知預金	下記①に掲げる事由
期日指定定期預金	下記①及び④に掲げる事由
自由金利型定期預金(M 型)(スーパー定期)	下記①及び④に掲げる事由
自由金利型定期預金(大口定期預金)	下記①及び④に掲げる事由
変動金利型定期預金	下記①及び④に掲げる事由
定額複利預金(夢プラス)	下記①及び④に掲げる事由
定期積金(スーパー積金)	下記①及び④に掲げる事由

①預金者等からの申出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳(窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合は除く)若しくは繰越。

②預金者等からの申出に基づくキャッシュカードの再発行。

③預金者等からの申出に基づく当該預金を返済に利用するカードローンの解約。

④定期性総合口座取引規定に基づく他の預金における異動事由の発生。

以上